

## 米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行令の概要について

## 1 趣旨

第171回国会において、「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」（平成21年法律第25号。以下「法」という。）が制定され（平成21年4月24日公布）、

- ① 農林水産大臣は、米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針を定めること
- ② 新用途米穀の生産者は、新用途米穀加工品の製造事業者（新用途米穀加工品を原材料とする加工品の製造等を行う者が連携事業を行う場合は当該者を含む。）と共同して、新用途米穀の生産から新用途米穀加工品の製造等までの一連の行程の総合的な改善を図る事業に関する計画（生産製造連携事業計画）を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができること
- ③ 新用途米穀加工品の原材料に適する稲の新品種の育成を行おうとする者は、新品種を育成する事業に関する計画（新品種育成計画）を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができること

等が定められており、本施行令は、法の施行に必要な事項を定めるものである。

## 2 政令の内容

## (1) 農業協同組合等（第1条関係）

生産製造連携事業計画を作成する生産者のうち、法第2条第3項の農業協同組合その他の政令で定める法人として、

- ①農業協同組合、②事業協同組合 等を指定する。

## (2) 事業協同組合等（第2条関係）

生産製造連携事業計画を作成する製造事業者のうち、法第2条第4項の事業協同組合その他の政令で定める法人として、

- ①事業協同組合、②協業組合、③農業協同組合連合会 等を指定する。

## (3) 促進事業協同組合等（第3条関係）

生産製造連携事業計画を作成する促進事業者のうち、法第2条第6項の事業協同組合その他の政令で定める法人として、

- ①事業協同組合、②農業協同組合連合会、③消費生活協同組合連合会 等を指定する。

## (4) 基本方針（第4条関係）

法第3条第1項に基づく基本方針は、「おおむね5年ごとに定める」こととする。

## (5) 農業改良資金の償還期間（第5条関係）

法第8条第2項の農業改良資金の償還期間について、12年以内と定めることとする。

## (6) 種苗法の出願料及び登録料の軽減手続（第6条及び第7条関係）

法第12条第1項及び第2項に基づき、出願料及び登録料の軽減の際の申請手続等について定めるとともに、出願料及び登録料の4分の3を軽減する旨定めることとする。

政令第百七十三号

米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行令

内閣は、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）第二条第三項、第四項及び第六項、第三条第一項、第八条第二項並びに第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（農業協同組合等）

第一条 米穀の新用途への利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項の農業協同組合その他の政令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人
- 二 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会

（事業協同組合等）

第二条 法第二条第四項の事業協同組合その他の政令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会
- 二 協業組合、商工組合及び商工組合連合会

三 農業協同組合連合会

(促進事業協同組合等)

第三条 法第二条第六項の事業協同組合その他の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会

二 協業組合、商工組合及び商工組合連合会

三 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人

四 消費生活協同組合連合会

五 一般社団法人

(基本方針)

第四条 法第三条第一項の基本方針は、おおむね五年ごとに定めるものとする。

(農業改良資金の償還期間の特例)

第五条 法第八条第二項の政令で定める期間は、十二年以内とする。

(出願料の軽減)

第六条 法第十二条第一項の規定により出願料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る出願品種が認定新品種育成計画に従って行われる新品種育成事業の成果に係るものであることを証する書面を添付して、農林水産大臣に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 申請に係る出願品種の属する農林水産植物（種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第一項に規定する農林水産植物をいう。）の種類及び当該出願品種の名称

三 法第十二条第一項第一号に掲げる者又は同項第二号に掲げる者の別

四 出願料の軽減を受けようとする旨

2 法第十二条第一項第二号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、同項の規定により添付しなければならないこととされる書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 申請に係る出願品種が種苗法第八条第一項に規定する従業者等（次条第二項において「従業者等」という。）が育成した同法第八条第一項に規定する職務育成品種（次条第二項第一号において「職務育成品種」という。）であることを証する書面

二 申請に係る出願品種についてあらかじめ種苗法第八条第一項に規定する使用者等（次条第二項第二号において「使用者等」という。）が品種登録出願をすることが定められた契約、勤務規則その他の定め  
の写し

3 農林水産大臣は、第一項の申請書の提出があつたときは、種苗法第六条第一項の規定により納付すべき  
出願料の額の四分の三に相当する額を軽減するものとする。

（登録料の軽減）

第七条 法第十二条第二項の規定により登録料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申  
請書に、申請に係る登録品種が認定新品種育成計画に従つて行われる新品種育成事業の成果に係るもので  
あることを証する書面を添付して、農林水産大臣に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 申請に係る登録品種の品種登録（種苗法第三条第一項に規定する品種登録をいう。）の番号

三 法第十二条第二項第一号に掲げる者又は同項第二号に掲げる者の別

四 登録料の軽減を受けようとする旨

2 法第十二条第二項第二号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、同項の規定により添付しなければならないこととされる書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 申請に係る登録品種が従業者等が育成した職務育成品種であることを証する書面

二 申請に係る登録品種についてあらかじめ使用者等が品種登録出願をすること又は従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更することが定められた契約、勤務規則その他の定めの写真

3 農林水産大臣は、第一項の申請書の提出があつたときは、種苗法第四十五条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の登録料の額の四分の三に相当する額を軽減するものとする。

#### 附 則

この政令は、法の施行の日（平成二十一年七月一日）から施行する。